

平成21年度

丹羽広域事務組合水道水質検査計画

丹羽広域事務組合水道部

はじめに

安全で安定した水を供給することは、当水道事業をはじめ水道関係者の最も基本的な使命といえます。現状、当水道事業では水道水の安全性を確保するため、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性を確認しています。

当水道事業では、住民の皆様の生活に重要な役割である水道水の安全性、水質検査の透明性等を確保するため、あらかじめ需要者に対して水道水質検査計画を策定し、事前に公表するとともに信頼される水道水を供給していくため、一層の水質管理を行ってまいります。

目次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況	1
4	水質管理において留意すべき事項	1
5	水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由	1～2
	（1）水質検査を行う項目	
	（2）基準項目検査頻度	
	（3）水質管理目標設定項目	
	（4）採水地点	
6	臨時の水質検査	3
7	水質検査方法	3
8	水質検査計画及び検査結果の公表方法	3
	（1）水質検査計画の公表	
	（2）水質検査結果の公表	
9	関係者との連携	3

《平成21年度丹羽広域事務組合水道水質検査計画》

1 基本方針

丹羽広域事務組合水道部は、上水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とし、別添「平成21年度水道水質検査計画表」に特に留意すべき事項を示します。
- (2) 浄水場系統毎の検査項目及び採水地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添「平成21年度水道水質検査計画表」のとおりとします。

2 水道事業の概要

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 水道事業体名 | 丹羽広域事務組合 水道部 |
| (2) 給水区域 | 大口町、扶桑町 (24.76 km ²) |
| (3) 給水人口 | 55,748人 |
| (4) 給水戸数 | 19,843戸 |
| (5) 普及率 | 99.9% |
| (6) 計画一日最大給水量 | 23,900 m ³ |
| (7) 一人一日最大給水量 | 386 L |
| (8) 一人一日平均給水量 | 343 L |

3 自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況

丹羽広域事務組合水道部で管理している自己水源は全部で14か所あり、16か所の井戸より地下水を処理し、供給しています。また、愛知県営水道より当水道事業の年間総配水量の約60%を受水しています。

給水状況

区 分	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
給水人口	人	54,177	54,451	54,649	55,221	55,748
給水戸数	人	18,180	18,161	18,966	19,125	19,843
普及率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
総配水量	m ³	6,882,766	7,030,267	6,883,128	6,990,107	7,004,698
県水受水量	m ³	3,955,187	3,943,487	3,977,249	3,992,450	4,116,977
1日最大配水量	ℓ	23,098	21,886	20,985	21,909	21,501
1日平均配水量	ℓ	19,306	19,261	18,858	19,151	19,139

愛知県営犬山浄水場

- (1) 所在地 愛知県犬山市大字犬山字東洞15
- (2) 供給能力 一日最大 17,100 m³

4 水質管理において留意すべき事項

丹羽広域事務組合水道部の水道水は、木曾川の伏流水を源とする水量豊かで清浄な深井戸を水源とする浄水と愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」）において検査を行った浄水を、各需要者に配水しております。平成18年度から平成20年12月までの間においても水質検査結果からは、水質基準内の値を確保しております。丹羽広域事務組合水道部では、水質基準内であっても若干数値の高い項目について、今後も注意して監視を続けていきます。

5 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

(1) 水質検査を行う項目

法令に基づく水質検査項目については、各水源区域の原水及び給水栓にて水質検査を行います。

(2) 基準項目検査頻度

配水区の末端給水栓において、1日1回の色及び濁り、消毒の残留効果を検査し、毎月1回濁りを初めとした9項目の検査を実施します。

また、平成21年度より水質基準が変更され、1,1-ジクロロエチレンが削除となりシス-1,2-ジクロロエチレンにトランス態が追加され年1回50項目の検査を実施します。シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンについては、新規項目となるため3年間3か月に1回実施し、消毒副生成物とされる12項目及び監視すべき項目についても3か月に1回検査を実施します。

(3) 水質管理目標設定項目

平成21年度より水質管理目標設定項目にアルミニウム及びその化合物と1, 1-ジクロロエチレンが追加となり、井戸水として検出する恐れがある20項目を給水区域末端給水栓及び原水にて1年1回実施し、農薬類の検査は、3年で、102項目全ての検査を実施し、平成21年度においては、7項目を実施します。

(4) 採水地点(配水区の末端水栓及び原水)

No.	名 称	原 水 及 び 給 水 栓 水 採 水 場 所	
1	河 北 配 水 場	原 水	大口町河北二丁目地内 (河北第1水源)
		給 水 栓	大口町堀尾跡一丁目地内 (大口南部水源)
2	大 口 北 部 水 源	原 水	大口町下小口三丁目地内 (水源)
		給 水 栓	大口町下小口一丁目地内 (下小口学習等供用施設)
3	大 口 中 部 水 源	原 水	大口町大屋敷三丁目地内 (水源)
		給 水 栓	大口町秋田二丁目地内 (南部多目的広場)
4	大 口 南 部 水 源	原 水	大口町堀尾跡一丁目地内 (水源)
		給 水 栓	大口町秋田一丁目地内 (秋田学習等供用施設)
5	北 定 松 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字下山地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字下山地内 (大淵児童公園)
6	東 川 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字北東川地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字中海道地内 (高雄公園)
7	高 雄 西 部 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字宮島地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字福塚地内 (福塚児童遊園)
8	南 山 名 水 源	原 水	扶桑町大字南山名字野田浦地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字南山名字安戸地内 (安戸児童遊園)
9	小 淵 水 源	原 水	扶桑町大字小淵字宮東ノ切地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字小淵字砂原地内 (木曾川扶桑緑地公園)
10	境 山 水 源	原 水	扶桑町大字斉藤字緑地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字緑地内 (斉藤公園)
11	斉 藤 水 源	原 水	扶桑町大字柏森字辻田地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字山神地内 (斉藤学習等供用施設)
12	柏 森 北 部 水 源	原 水	扶桑町大字柏森字甲寺裏地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字柏森字長畑地内 (柏森北児童遊園)
13	柏 森 東 部 水 源	原 水	扶桑町大字柏森字中屋敷地内 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字柏森字辻田地内 (辻田児童遊園)
14	柏 森 南 部 水 源	原 水	扶桑町大字柏森字西前地内 (第1水源)
		原 水	扶桑町大字柏森字西前地内 (第2水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字旭地内 (斉藤南児童遊園)

6 臨時の水質検査

次の事例が認められる時は臨時の水質検査を行います。

- ①水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- ②配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ③その他、特に必要があると認められるとき。

7 水質検査方法

今年度水質検査は水道法第20条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）で実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表方法

（1）水道水質検査計画の公表

水道水質検査計画は毎年策定し、ホームページ上に掲載します。

（2）水質検査結果の公表

水道水質検査計画に基づき行われた水質検査結果を、ホームページ上と広報に掲載します。

9 関係者との連携

水質管理を万全なものにするためには関係機関との連携は極めて重要です。

（1）国等との連携

厚生労働省及び愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力を行うとともに、安全管理に関する情報提供について情報収集を図ってまいります。

（2）県営水道との連携

丹羽広域事務組合水道部の水道水の約60%は、県営水道から受水した水を水源としています。そのため、県営水道と連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

平成21年度の水道水質検査計画表

表1

水質検査表 <河北配水場>

項目No	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設 定 理 由 等	
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	8		
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	2	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。 (注1)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	2		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2		
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	2		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	2	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。	
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	0.53	年4回	省略可能	1	2	フッ素は、基準の20%を超えたことが無く水質が大きく変わる恐れが無い事から1年に1回までに検査を省略する。その他の項目は(注1)と同様とする。	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.12			1	2		
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02			1	2		
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	2		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	2		
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				4	2		
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	2		
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2		
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001			1	2		
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2		
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.11			4			省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4			
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.018			4			
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.01	4					
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002	4					
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	4					
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.024	4					
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.026	4					
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.006	4					
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4					
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.007	年4回	省略可能	1	2	マンガンが水源中に含まれているため、監視を目的として給水栓とマンガンが高い水源にて毎月測定する。その他の項目は(注1)と同様。	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.03			1	2		
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01			1	2		
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	< 0.001			1	2		
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	8.1			1	2		
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			12	12		
37	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	25	月1回	省略可能	1	2	過去3年間における水質検査の結果、基準の20%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。	
39	蒸発残留物	500mg/l以下	66			1	2		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	2	(注1)と同様。	
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	2	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無くかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	2		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	2	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。	
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	2	(注1)と同様。	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.9	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。	
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.4			12	2		
47	味	異常なし	異常なし			12	2		
48	臭気	異常なし	異常なし			12	2		
49	色度	5度以下	1.1			12	2		
50	濁度	2度以下	0.3			12	2		
原水	嫌気性芽胞菌						8	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。								

平成21年度の水道水質検査計画表

水質検査表 <大口北部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設 定 理 由 等	
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画頻 度 (回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4		
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。 (注1)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002			4	1		省略せず3ヶ月に1回測定する。
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		(注1)と同様。
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。	
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	3.4	年4回	省略可能	4	1	b.	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08			1	1		
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	1		
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	1		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1		
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				4	1		(注1)と同様。
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1		
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001			1	1		
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08			4			
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4			
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.005			4			
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004	4					
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002	4					
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.009	4					
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.009	4					
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002	4					
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001	4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4					
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.019	年4回	省略可能	1	1	(注1)と同様。	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1		
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.04			1	1		
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.027			1	1		
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11			1	1		
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1		
37	塩化物イオン	200mg/l以下	15	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	59	年4回	省略可能	1	1	過去の結果が基準の20%を超過したことが無い為、1年に1回まで省略する。	
39	蒸発残留物	500mg/l以下	150			4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	(注1)と同様。	
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。	
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.000001			1	1		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。	
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1	(注1)	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。	
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.6			12	1		
47	味	異常なし	異常なし			12	1		
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1		
49	色度	5度以下	1.6			12	1		
50	濁度	2度以下	0.2			12	1		
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。								

平成21年度の水質水質検査計画表

水質検査表 <大口中部水源>

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等			
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画頻 度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。 (注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002			4	1		省略せず3ヶ月に1回測定する。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		(注1)と同様。		
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			年4回	省略不可		4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	4.3			年4回	省略可能		4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。 (注1)と同様。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.06	1	1						
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1						
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1						
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1						
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		4	1						
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	1						
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.002	1	1						
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.14	4				省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002	4							
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001	4							
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004	4							
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	4							
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	4							
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001	4							
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	< 0.003	4							
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001	4							
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4							
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.15	省略可能	1	1	(注1)と同様。				
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02		1	1					
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.04		4	1		省略せず3ヶ月に1回測定する。			
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.06		1	1		(注1)と同様。			
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	12		1	1					
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1	1					
37	塩化物イオン	200mg/l以下	12	省略不可		12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	61	月1回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	170			4	1	(注1)と同様。			
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。 (注1)			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1				
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5			12	1				
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.7			12	1				
47	味	異常なし	異常なし	月1回	省略不可	12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	0.9			12	1				
50	濁度	2度以下	0.2			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。										

水質検査表 <大口南部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等			
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画頻 度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。 (注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	3.5	年4回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3月に1回測定する。 (注1)と同様。			
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08			1	1				
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.04			1	1				
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				4	1				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001			1	1				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.19			省略不可	省略可能		4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						4		
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004						4		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004						4		
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001						4		
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001						4		
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.005						4		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.008						4		
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001						4		
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4							
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.012	省略可能	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.06			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.019			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	40			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.007			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	65	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	83		省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3月に1回測定する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	260		省略可能	4	1	(注1)と同様。			
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02		省略可能	1	1	(注1)と同様。			
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.00001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.00001			1	1				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。 (注1)と同様。			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1				
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5			12	1				
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.2	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	2.8			12	1				
50	濁度	2度以下	0.4			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌									4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。 水質管理目標設定項目(19項目)及び農薬類(67項目)を測定する。										

平成21年度の水道水質検査計画表

水質検査表 <北定松水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設 定 理 由 等			
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。(注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			年4回	省略不可		4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	7.9			年4回	省略可能		12	4	基準の50%を超過している為、毎月1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09	1	1						
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.06	1	1						
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1						
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1						
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		4	1						
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	1						
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.001	1	1						
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10	年4回	省略不可			4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。	
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002					4			
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001					4			
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004					4			
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001					4			
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001					4			
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001					4			
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	< 0.003					4			
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001					4			
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001			4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.01			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	19			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	70			4	1				
39	蒸発残留物	500mg/l以下	220			4	1				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.000001			1	1				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1				
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.0			12	1				
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	1.0			12	1				
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。										

平成21年度の水道水質検査計画表

水質検査表 <東川水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等			
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)					
		(mg/L)									
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	12				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。(注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			年4回	省略不可		4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	2.1			年4回	省略可能		4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3月に1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09	1	1			フッ素は、基準の20%を超えたことが無く水質が大きく変わる恐れが無い事から1年に1回までに検査を省略する。その他の項目は(注1)と同様とする。			
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.04	1	1						
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1						
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1						
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		4	1						
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	1						
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001	1	1						
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.09	省略不可	省略可能				4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						4		
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.008						4		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.006						4		
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.006						4		
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001						4		
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.022						4		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.016						4		
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.006						4		
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.002			4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	省略可能	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.004			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	12			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	15	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	41			1	1	過去の結果が基準の20%を超過したことが無い為、1年に1回まで省略する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	150			省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3月に1回測定する。		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	(注1)と同様。			
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		(注1)と同様。		
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.6			12	1		省略できない項目なので毎月測定する。		
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.5	12	1						
47	味	異常なし	異常なし	12	1						
48	臭気	異常なし	異常なし	12	1						
49	色度	5度以下	0.8	12	1						
50	濁度	2度以下	0.1	12	1						
原水	嫌気性芽胞菌						12	原水でクリプト指標菌検査を毎月測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。 水道原水において嫌気性芽胞菌と大腸菌の検査を月に1回実施する。										

平成21年度の水道水質検査計画表

水質検査表 <高雄西部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設 定 理 由 等	
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4		
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。 (注1)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。	
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	4.8	年4回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3月に1回測定する。 フッ素は、基準の20%を超えたことが無く水質が大きく変わる恐れが無い事から1年に1回までに検査を省略する。その他の項目は(注1)と同様とする。	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09			1	1		
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.04			1	1		
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	1		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1		
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				4	1		
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1		
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001			1	1		
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10			4			省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4			
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.008			4			
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.005			4			
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002			4			
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001			4			
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.012			4			
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.017			4			
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003			4			
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4					
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.008	省略可能	1	1	(注1)と同様。		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02		1	1			
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01		1	1			
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.006		1	1			
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13		1	1			
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1	1			
37	塩化物イオン	200mg/l以下	13	省略不可		12	1	省略できない項目なので毎月測定する。	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	63	月1回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3月に1回測定する。	
39	蒸発残留物	500mg/l以下	170			4	1		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	(注1)と同様。	
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。 (注1)と同様。	
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.5			12	1		
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.0	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。	
47	味	異常なし	異常なし			12	1		
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1		
49	色度	5度以下	0.8			12	1		
50	濁度	2度以下	0.1			12	1		
原水	嫌気性芽胞菌								
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。								

平成21年度の水道水質検査計画表

水質検査表 <南山名水源>

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設 定 理 由 等			
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画頻 度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。 (注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	3.0	年4回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。 フッ素は、基準の20%を超えたことが無く水質が大きく変わる恐れが無い事から1年に1回までに検査を省略する。その他の項目は(注1)と同様とする。			
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09			1	1				
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	1				
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				4	1				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001			1	1				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10			年4回	省略不可		4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						4		
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.007						4		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.005						4		
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001						4		
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001						4		
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.010						4		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.010						4		
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002						4		
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4							
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.005			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	10			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	76	月1回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	180			4	1				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1		(注1)と同様。		
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001	年4回	省略可能	1	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005			4	1				
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005	月1回	省略不可	1	1	(注1)と同様。			
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5			12	1				
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.1			12	1				
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	0.6			12	1				
50	濁度	2度以下	0.3	12	1						
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。										

水質検査表 <小淵水源>

項目No	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設 定 理 由 等			
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。 (注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	1.5	年4回	省略可能	1	1	過去3年間の結果が基準の20%を超過したことが無い為、1年に1回まで省略する。 (注1)と同様とする。			
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09			1	1				
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02			1	1				
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				4	1				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001			1	1				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.09			省略不可	省略可能		4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						4		
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001						4		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004						4		
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001						4		
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001						4		
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001						4		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	< 0.003						4		
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001						4		
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4							
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	省略可能	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.004			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.8			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	8.5	省略不可	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	62	月1回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	160			4	1				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	(注1)と同様。			
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。 (注1)と同様。			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1				
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5			12	1				
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.2	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	0.6			12	1				
50	濁度	2度以下	0.1			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌									4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。										

平成21年度の水道水質検査計画表

水質検査表 <境山水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			設定理由等				
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない	月1回	省略不可	12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。(注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002			4	1		省略せず3ヶ月に1回測定する。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		(注1)と同様。		
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			年4回	省略不可		4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	7.3			年4回	省略可能		12	4	基準の50%を超過している為、毎月1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10	1	1			フッ素は、基準の20%を超えたことが無く水質が大きく変わる恐れが無い事から1年に1回までに検査を省略する。その他の項目は(注1)と同様とする。			
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1						
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1						
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1						
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		4	1						
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	1						
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001	1	1						
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	年4回	省略不可				4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						4		
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001						4		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004						4		
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001						4		
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001						4		
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001						4		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	< 0.003						4		
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001						4		
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	< 0.001			4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005	年4回	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.021			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	9.8			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	11	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	69	月1回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	200			4	1				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	(注1)と同様。			
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.00001			1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無くかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.00001	年4回	省略可能	1	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。(注1)と同様。			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005			4	1				
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1				
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.7			12	1				
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	< 0.5			12	1				
50	濁度	2度以下	0.2			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。										

平成21年度の水道水質検査計画表

水質検査表 <斎藤水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			設定理由等				
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。(注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002			4	1		省略せず3ヶ月に1回測定する。		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		(注1)と同様。		
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			年4回	省略不可		4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	8.2			年4回	省略可能		12	4	基準の50%を超過している為、毎月1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09	1	1						
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.04	1	1						
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1						
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1						
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		4	1			フッ素は、基準の20%を超えたことが無く水質が大きく変わる恐れが無い事から1年に1回までに検査を省略する。その他の項目は(注1)と同様とする。			
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	1						
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001	1	1						
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10	4							
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002	4							
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004	4							
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004	4							
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001	4							
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	省略不可	4			省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.005	4							
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.004	4							
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001	4							
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4							
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.013	省略可能	1	1	(注1)と同様。				
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02		1	1					
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01		1	1					
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.017		1	1					
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13		1	1					
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1	1					
37	塩化物イオン	200mg/l以下	14	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。				
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	78	月1回	省略可能	4	1	基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	220			4	1				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	(注1)と同様。			
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無くかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1	(注1)と同様。			
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.0			12	1				
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	0.5			12	1				
50	濁度	2度以下	0.1			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。										

水質検査表 < 柏森北部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設 定 理 由 等			
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	3	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)(注4)			
2	大腸菌	不検出	検出しない	月1回	省略不可	3	1				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。(注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	1	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。(注4)			
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	6.1	年4回	省略可能	3	1	基準の50%を超過している為、毎月1回測定する。(注4)			
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09			1	1				
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.04			1	1				
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001			1	1				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001			1	1				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10			年4回	省略可能		1	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。(注4)
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						1	1	
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.008						1	1	
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004	1	1						
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	1	1						
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.011	1	1						
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.01	1	1						
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003	1	1						
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	1	1						
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	1	1						
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.007			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月1回	省略不可	3	1	省略できない項目なので毎月測定する。(注4)			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	60	月1回	省略可能	1	1	基準の20%を超えていないが監視のため省略せず測定する。(注4)			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	170			1	1		基準の20%を超過している為、省略せず3ヶ月に1回測定する。(注4)		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	月1回	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無くかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	1	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。(注4)			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		(注1)と同様。		
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5	月1回	省略不可	3	1	省略できない項目なので毎月測定する。(注4)			
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.9			3	1				
47	味	異常なし	異常なし			3	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			3	1				
49	色度	5度以下	1.0			3	1				
50	濁度	2度以下	< 0.1			3	1				
原水	嫌気性芽胞菌					1		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)(注4)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。 ※4 今年度、施設改修工事のため、河北配水場より給水を行う。(平成21年7月から平成22年7月まで)										

水質検査表 < 柏森東部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等			
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画頻 度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	12				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。(注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	0.001			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/1以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	5.7	年4回	省略可能	12	4	基準の50%を超過している為、毎月1回測定する。			
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.10			1	1				
12	ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	0.03			1	1				
13	四塩化炭素	0.002mg/1以下	< 0.0002			1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	< 0.005			1	1				
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下				4	1				
16	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	< 0.001			1	1				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1				
18	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下	< 0.001			1	1				
19	ベンゼン	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1				
20	塩素酸	0.6mg/1以下	0.09			年4回	省略不可		4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	< 0.002						4		
22	クロロホルム	0.06mg/1以下	0.006						4		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/1以下	0.005						4		
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	0.001						4		
25	臭素酸	0.01mg/1以下	< 0.001						4		
26	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.008						4		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/1以下	0.012						4		
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.002						4		
29	ブロモホルム	0.09mg/1以下	< 0.001	4							
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	0.012	年4回	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/1以下	0.008			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	11			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/1以下	14	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	56			1	1				
39	蒸発残留物	500mg/1以下	160			4	1				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	< 0.02	年4回	省略可能	1	1	(注1)と同様。			
41	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	< 0.000001			1	1				
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	< 0.000001			1	1				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	< 0.005			4	1				
44	フェノール類	0.005mg/1以下	< 0.0005			1	1				
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/1以下	< 0.5	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.8			12	1				
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	0.6			12	1				
50	濁度	2度以下	0.1			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌						12	原水でクリプト指標菌検査を毎月測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。 水道原水において嫌気性芽胞菌と大腸菌の検査を月に1回実施する。										

平成21年度の水道水質検査計画表

水質検査表 < 柏森南部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等			
				検査頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。原水においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	8				
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	2	過去3年間における水質検査の結果、基準の10%を超えたことが無く且つ原水の水質が大きく変わる恐れが無いことから1年に1回までに省略する。(注1)			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	2				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001			1	2				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	2				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	年4回	省略不可	4	2	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	6.4	年4回	省略可能	12	8	基準の50%を超過している為、毎月1回測定する。			
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.11			1	2				
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	2				
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	2				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	2				
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				4	2				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	2				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2				
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001			1	2				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2				
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10			年4回	省略不可		4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						4		
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.006						4		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004						4		
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001						4		
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001						4		
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.008						4		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.011						4		
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002						4		
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4							
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.014	年4回	省略可能	1	2	(注1)と同様。			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	2				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01			1	2				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.016			1	2				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	12			1	2				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	2				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	67			4	2				
39	蒸発残留物	500mg/l以下	180			4	2				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	月1回	省略可能	1	2	(注1)と同様。			
41	ジオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.00001			発生時期に月1回	発生時期に毎月		1	2	
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.00001	年4回	省略可能	1	2	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無くかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005			4	2				
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	2				
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.5	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。			
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.8			12	2				
47	味	異常なし	異常なし			12	2				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	2				
49	色度	5度以下	0.8			12	2				
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	2				
原水	嫌気性芽胞菌					8		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略する事ができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略する事ができる。										